

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年(1998年)に急増し、3万人を超える状況が続いていましたが、平成18年(2006年)10月に「自殺対策基本法」(以下、「基本法」という。)が施行し、平成19年(2007年)6月に「自殺総合対策大綱」(以下、「大綱」という。)が策定されて以降、自殺は「個人の問題」ではなく「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策が推進されてきました。その結果、平成24年から減少傾向に転じ、平成28年には2万1千人台となっています。

本市では、基本法が制定された平成18年(2006年)に「横須賀市自殺対策連絡協議会」(平成25年(2013年)に「横須賀市自殺対策連絡会」に改名)を設置し、地域の関係機関と連携して自殺対策に取り組んできました。

平成28年(2016年)4月に改正基本法が施行され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、全ての都道府県、市町村が地域自殺対策計画を策定することとなったことを受けて、本市においてもより全庁的な取組として自殺対策を推進するため、「横須賀市自殺対策計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、改正基本法、平成29年(2017年)7月に改定された大綱および「かながわ自殺対策計画」を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また、「横須賀再興プラン」などの本市総合計画や本市関連計画との整合を図りながら取組を推進していきます。

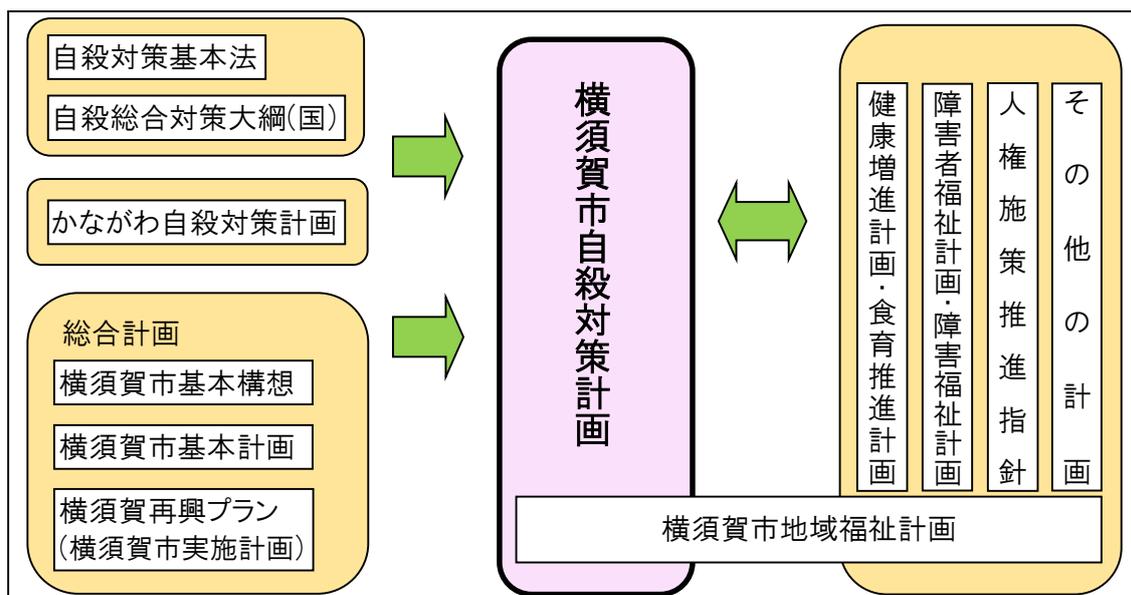


図1 横須賀市自殺対策計画の位置付け

横須賀市健康部

3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の大綱や県の計画期間等を踏まえ、平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間とします。

4 計画の数値目標

究極の目標である自殺者ゼロを目指して、本計画最終年度の前年度の統計値となる平成34年(2022年)までに、自殺死亡率(人口10万対)を平成27年(2015年)と平成28年(2016年)の平均値を基準に18%以上削減させることとします。

◆数値目標

平成34年(2022年)の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数) 14.9 以下

平成27年(2015年)	<u>19.7</u>	}	平均値	18%削減 (基準年後6年間)	⇒	<u>14.9 以下</u>
平成28年(2016年)	<u>16.8</u>					

※数値目標は、平成30年11月1日現在の厚生労働省人口動態統計を用いています。

※計画最終年度の平成35年度(2023年度)末に把握できる「人口動態統計による自殺死亡率」の直近値は平成34年(2022年)の数値です。

国は、自殺総合対策大綱(平成29年(2017年)6月改定)において、平成38年(2026年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)に比べて10年間で30%以上削減させることを目標としています。

平成27年(2015年)	<u>18.5</u>	⇒	30%削減 (改定後10年間)	平成38年 (2026年)	<u>13.0 以下</u>
平成29年(2017年)	大綱改定年				

また、神奈川県は、かながわ自殺対策計画(平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度))において、平成33年(2021年)までに、自殺死亡率を平成28年(2016年)に比べて5年間で15%以上削減させることを目標としています。

平成28年(2016年)	<u>14.6</u>	⇒	15%削減 (基準年後5年間)	平成33年 (2021年)	<u>12.4 以下</u>
平成29年(2017年)	計画策定年				